

# 令和8年度 京都市立太秦小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

よって、学校は「見逃さない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるということ認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会の設置

### ア 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・教育相談主任・生徒指導主任・養護教諭  
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー  
該当児童の担任（担当者）

### イ 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

### ウ 開催時期

定例委員会は、第1月曜日に開催。

（緊急対応の場合は、構成メンバーも含め、この限りではない。）

### エ 児童・保護者への周知方法

児童へは、5月の集会でいじめ対策委員会について周知する。

保護者へは、5月の学校だよりでいじめ対策委員会について周知する。

学校運営協議会へは6月に周知する。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習環境の改善

- ・児童が気持ちよく過ごせるよう、学習環境を整える。

##### イ 授業改善（「分かる授業」「生徒指導の実践上の4つの視点を意識した学習活動」）

- ・全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・参観及び自由参観において「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・毎月10日を「えがおの日」とし様々な人権に関わる学習を行う。（太秦えがお学習）
- ・太秦えがお学習で学習した振り返りを人権日より「えがお」に掲載し、全家庭に配布したり校内に掲示したりすることにより全校児童や保護者で共有する。

##### エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（太秦フェスティバル）を通して人間関係づくりを行う。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、全校集会で人権について考え仲間意識について話し合う。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

##### オ 子ども同士の絆づくり

- ・なかよしグループ（縦割りグループ）による活動や放課後の部活動等、異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

#### (2) いじめの早期発見・積極的に認知のための措置

##### ア 児童に関する日常的な情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導主任を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

##### イ 児童に対する定期的な調査

- ・いじめアンケートを6月、10月にクラスマネジメントシートを7月、12月、3月に実施する。
- ・調査結果の定期的な検証及び組織的な対処する。
- ・7月、11月に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

#### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

(別紙「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」参照)

- ・いじめの発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。

#### ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・すべての教科領域において、情報モラルの視点を持った学習活動を推進する。
- ・京都府警察や携帯電話事業者と連携して「非行防止教室」や「ケータイ教室」の実施する。
- ・教職員の研修を行い、子どもの情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

#### エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・「いじめの解消」にむけて、学校全体での継続的な指導と支援を行う。
- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
- ・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

### (4) 教職員の資質能力向上の取組

#### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

#### イ 研修の時期・内容等

- ・4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月、3月に行う生徒指導委員会を実施する。
- ・内容は、「太秦小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」等

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・太秦小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「太秦小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びにその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いがあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 7 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 職員会議「いじめ防止基本方針」「生徒指導に関わる共通理解事項」の共通理解 生徒指導研修会「生徒指導の構造」	1学期始業式		懇談会
5	いじめ対策委員会「未然防止」「早期発見・積極的認知」「保護者への発信、関係機関との連携」等について 生徒指導研修会「共通理解児童の把握」 いじめ対策委員会の児童・保護者への周知	道徳・えがおの日 児童集会 なかよしデー 1年生を迎える会 修学旅行（6年） 非行防止教室（4年）	学級経営方針	学校だより
6	いじめ対策委員会	道徳・えがおの日 児童集会 なかよしデー	第1回いじめに関するアンケート	運営協議会
7	いじめ対策委員会 アンケート結果の情報共有	道徳・えがおの日 1学期終業式 なかよしデー	学校評価 クラスマネジメントシート 教育相談週間	個人懇談会
8	いじめ対策委員会 生徒指導研修会「内容は未定」 学校いじめ防止プログラムの見直し	2学期始業式		
9	いじめ対策委員会 生徒指導研修会「共通理解児童の把握」	道徳・えがおの日（参観） 児童集会 なかよしデー 情報モラル教室（6年）		参観懇談会 （道徳・人権学習）
10	いじめ対策委員会	道徳 えがおの日 児童集会 太秦フェスティバル（体育） なかよしデー 山の家（5年）	第2回いじめに関するアンケート	
11	いじめ対策委員会 アンケート結果の情報共有	道徳・えがおの日 児童集会 なかよしデー 太秦フェスティバル（学習発表）	教育相談週間	
12	いじめ対策委員会	道徳・えがおの日 2学期終業式 人権集会・なかよしデー 薬物乱用防止教室（6年）	学校評価 クラスマネジメントシート	個人懇談会
1	いじめ対策委員会	道徳・えがおの日 3学期始業式 なかよしデー		自由参観
2	いじめ対策委員会 生徒指導研修「年間反省」 学校いじめ防止プログラムの見直し	道徳・えがおの日 児童集会 なかよしデー		参観懇談会 新入生入学説明会
3	いじめ対策委員会	道徳・えがおの日 6年生を送る会 修了式	クラスマネジメントシート	

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

